

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

28 March 2025

オーストラリア:新たな義務的企業結合規制に 関するガイドラインの公表

日本語版に 関するお問い合わせ先:



阿江 順也 パートナー 03 6271 9491 junya.ae@ bakermckenzie.com



山口 涼 シニア・アソシエイト 03 6271 9499 ryo.yamaguchi@ bakerrmckenzie.com

概要

2025年3月4日、オーストラリア競争・消費者委員会(以下、「ACCC」) は、2026年1月1日に施行される新たな義務的企業結合規制への移行に関する 移行ガイドライン(以下、「本ガイドライン」)を発表した。

本ガイドラインは、移行期間中に ACCC がどのように企業結合審査を行うかについて、主要なタイムラインとプロセスの詳細を定めている。ACCC が 2025 年12月31日までの期限内に現行制度に基づく審査を完了できない場合に新制度の下での再届出が必要となる可能性を回避するために、ACCC は、2025年7月以降は、新制度の下で任意に取引を届け出ることを事業者に推奨している。

事業者は、企業結合審査手続を再度行い、その結果、遅延や追加コストが発生するリスクを回避するために、移行期間に係る措置を踏まえて、取引のスケジュールや ACCC の関与を慎重に検討する必要がある。

新しい企業結合規制において提示されている届出閾値等を含め、新制度に関する 詳細については、前回のクライアント・アラートを参照されたい。

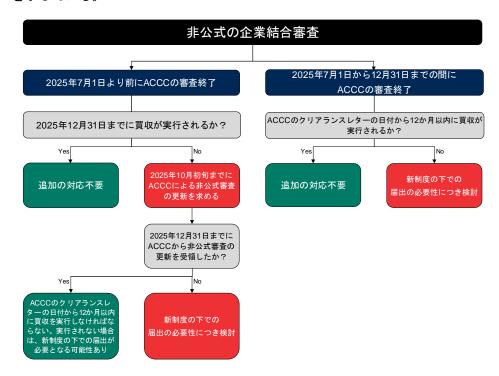
重要ポイント

- 2025 年 7 月 1 日より前に非公式の企業結合審査手続で承認され、2025 年 12 月 31 日までに実行されなかった買収は、新制度の下での届出が必要となる可能性を避けるため、2025 年 12 月 31 日までに ACCC による非公式審査の更新が必要となる。
- 2025年7月1日から12月31日の間に非公式の企業結合審査手続で承認された買収については、企業結合の当事者は、ACCCのクリアランスレターの日付から12か月以内に買収を実行に移さなければならない。買収が実行されない場合は、新制度の下での再度の届出が必要となる可能性がある。2025年7月1日から12月31日の間に発出された企業結合承認(merger authorisation)の有効期限も12か月となる。
- 2025 年7月1日以降にACCCから非公式の企業結合クリアランスを得ようとする企業結合の当事者は、審査が期限内に終了するかどうかを慎重に検討する必要がある。ACCCは、2025 年10月から12月に受領する非公式の企業結合審査に係る申請は、期限内に審査が完了する可能性がかなり低くなると指摘している。2025 年12月31日までに審査が完了しないリスクがある場合、当事者は新制度の下で任意にACCCに届出を行うことを検討すべきである。
- 現行制度の企業結合承認 (merger authorisation) 申請は、2025 年 6 月 30 日 以後は受理されない。

詳細

非公式の企業結合審査 (Informal merger review)

下図は、現行制度における ACCC による非公式の企業結合審査に係る移行措置を示している。



2025年7月1日より前に非公式の企業結合審査が終了した場合

ACCC が 2025 年 7 月 1 日より前に非公式の企業結合クリアランスを発出した場合、当該企業結合が 2026 年 1 月 1 日より前に実行されれば、新制度の下での届出義務はない。

しかし、計画された企業結合が 2025 年末までに実行されないおそれがある場合、企業結合の当事者は非公式の見解の更新を求めることができる。この場合、企業結合の当事者は、ACCC が当初の見解を維持することを確認する通知を発出した日から 12 か月以内は、新制度に基づく届出をすることなく取引を実行することができる。

ACCC は、ACCC が審査を完了するための十分な時間を確保するため、2025 年 10 月初旬までに非公式の企業結合審査の更新を求めることを強く推奨する。更新を求める際には、あらゆる変更(例えば、関連市場の変化や最新の市場シェア等)に関する最新情報を含める必要がある。重大な変更があった場合は、ACCC は追加のの公開審査や事前評価を行う可能性がある。

ACCC が 2025 年末までに非公式の企業結合審査の更新を完了できず、買収が届出対象であり企業結合の届出閾値を満たす場合、再届出を行うか、届出免除の申請を行う必要がある。ACCC は、本年後半に届出免除に関するガイダンスを公表する予定である。

2025年7月1日から12月31日の間に非公式の企業結合審査が終了した場合

ACCC が 2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に非公式の企業結合クリアランスを発出した場合、当事者は ACCC のクリアランスレターの日付から 12 か月以内は、企業結合を実行することができる。しかし、この期間内に買収が実行されず、企業結合の届出閾値を満たす届出対象の買収である場合は、再届出を行うか、届出免除の申請を行う必要がある。

非公式の企業結合審査制度は 2025 年 12 月 31 日まで利用可能だが、企業結合の 当事者は、2025 年 12 月 31 日までに審査が完了するよう、できるだけ早く非公 式審査を求める申請を提出し、ACCC に関与することが推奨される。ACCC が 2025 年 12 月 31 日までに審査を完了しなかった場合、審査は中止される。

ACCC は、2025 年 10 月から 12 月の間に受理された非公式の企業結合審査申請は、たとえ競争上のリスクが限定的であるか全くないとしても、期限内に審査が終了する可能性はかなり低くなると指摘している。

したがって、2025 年 12 月 31 日までに非公式の企業結合審査が完了しない可能性がある場合、企業結合の当事者は、2025 年 7 月 1 日以降、新制度の下でACCC に任意の届出を行うことを検討すべきである。

企業結合承認 (merger authorisation)

現行制度の企業結合承認(merger authorisation)申請は、2025年6月30日まで行うことができるが、それ以降は行うことができない。

ACCC が 2025 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に企業結合承認を行った場合、当事者は 12 か月以内は、当該企業結合を実行することができる。この期間内に企業結合が実行されない場合、買収が届出対象であり、企業結合の届出閾値を満たしていれば、企業結合に係る再届出が必要となる可能性がある。

2025年12月31日までに最終決定されなかった企業結合承認申請については、ACCCはこの日以降審査を中止する。

反競争的な買収

ACCC は、移行期間中に反競争的な買収が行われるリスクを警戒しており、承認を得ることなく、2026年1月1日以前に実行された、または2026年1月1日 以降に実行が予定されている反競争的な買収については、「利用可能なすべての 法執行の選択肢」を検討すると警告している。